平成２５年（フ）第２２号
岩手県二戸市堀野字長瀬15番地17
破産者　石出　　隆
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第３４３号
群馬県伊勢崎市境上渕名964番地10　ベルピアドリーム上渕名Ｂ116
破産者　須藤　武次
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２６号
長野県上田市平井1417番地１、前住所長野県上田市上丸子710番地16
破産者　丸山　政裕
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第２８２７号
大阪市住吉区苅田５丁目18番25号　第２ヒロマンション501号、開始決定時大阪市中央区島之内１丁目22番11号
破産者　鈴木　　肇
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６９８号
大阪市港区弁天１丁目４番18―1306号
破産者　山口　哲夫
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８６５号
大阪府泉大津市松之浜町１丁目５番18号
破産者　雪本　公子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０１６号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地14―304、開始決定時の住所大阪府交野市幾野１丁目39番３号
破産者　川畠　正博
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０２６号
大阪市東淀川区下新庄３丁目５番　シティコート下新庄４号棟815号室、開始決定時兵庫県宝塚市山手台西２丁目５番５号
破産者　道前　　賢
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０５９号
大阪府大東市三住町６番５号
破産者　上山　榮雄
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２８２号
大阪府守口市大庭町１丁目８番２号、前住所大阪府守口市大庭町１丁目４番８号
破産者　川端　正信
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２８号
大阪市平野区平野北１丁目10番５―801号、前住所大阪市生野区巽南２丁目５番12号
破産者　平川　雅治
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７６７号
堺市中区深井東町3157番地セントポーリア奥田南館603号、開始決定時の住所堺市中区深井東町3139番地
破産者　惠　イクミ
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９１５号
大阪府河内長野市日野791番地
破産者　向井　公平
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
広島市中区昭和町８番10―205号　平和アパート
破産者　大門　俊幸
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３号
徳島県板野郡北島町鯛浜字大西119番地
破産者　中西　重剛
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３号
群馬県利根郡川場村大字生品2051番地
破産者　岡村　旧一
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
富山市綾田町１丁目27番10号
破産者　スナックラヴァこと　加藤ヤス子
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部